

—— 特集 ——

民事執行法の現在と未来

令和5年改正の紹介

京都大学大学院法学研究科教授
青木 哲 Satoshi Aoki

I はじめに

情報通信技術の進展により、社会において、紙媒体の書面に代えて電子文書が広く利用されるようになり、また、対面での会議に代えてウェブ会議が活用されるようになった。民事裁判についてもIT化による迅速化や効率化が求められ¹、まず、令和4年5月に主として民事訴訟のIT化に関する規定を整備する「民事訴訟法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第48号。以下、この法律及びこの法律による改正を「令和4年改正（法）」といい、改正前後の民事訴訟法の規定を「旧民訴〇条」「新民訴〇条」と示す。）が成立した。次に、主として民事訴訟以外の民事裁判手続や公正証書の作成手続のIT化に関する規定を整備する「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和5年法律第53号。以下、この法律及びこの法律

による改正を「令和5年改正（法）」という。民事執行法については法令名を略し、改正前後の民事執行法の規定を「旧〇条」「新〇条」と示す。）が成立した。

本稿では、令和4年改正による民事訴訟のIT化を適宜紹介しつつ²、令和5年改正による民事執行に関する手続の改正について紹介する³。令和4年改正の原則的な施行日はその公布日（令和4年5月25日）から4年以内の政令で定める日であり（令和4年改正法附則1条）、令和5年改正の原則的な施行日はその公布日（令和5年6月14日）から5年以内の政令で定める日である（令和5年改正法附則）が、異なる時期に施行される改正規定もあり、適宜施行時期を付記する。

- 1 民事執行におけるIT化の課題について、内田義厚「民事執行手続におけるIT化の意義と課題」法時91巻6号（2019年）29頁。
- 2 令和4年改正による民事裁判における当事者に対する住所、氏名等の秘匿の制度については本稿では扱わない。同改正により債権執行に導入された供託命令（161条の2、156条3項）について、金洪周「新たに導入された民事執行法上の供託命令」金法2206号（2023年）89頁がある。
- 3 令和5年改正による民事執行法改正に関する解説等として、脇村真治ほか「民事執行・民事保全・倒産および家事事件等に関する手続のデジタル化（1）～（4・完）」NBL1249号4頁・1251号12頁・1253号4頁・1255号4頁（2023年）のほか、長谷部由起子「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続のIT化——中間試案から要綱案まで」ジュリスト1581号（2023年）70頁、山本和彦「民事裁判手続のIT化」（弘文堂、2023年）145頁以下、櫻井美幸「民事執行・倒産に関する手続等のIT化」金法2215号（2023年）15頁、山本和彦「民事訴訟以外の民事・家事事件手続のIT化——令和5年改正の経緯と内容」判例秘書ジャーナル（文献番号）HJ300014（2023年）などがある。本稿については拙稿（青木哲「民事執行・民事保全・倒産に関する手続のIT化」ジュリスト1590号（2023年）66頁）の内容と重複することをお許し願いたい。